

## 第 7 5 号議案

亀岡市国民健康保険条例の一部を  
改正する条例の制定について

亀岡市国民健康保険条例（昭和 3 4 年亀岡市条例第 7 号）の一部  
を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 6 年 3 月 7 日提出

亀 岡 市 長      栗   山   正   隆

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例（昭和 3 4 年亀岡市条例第 7 号）の一部  
を次のように改正する。

第 1 6 条の 6 の 1 0 中「1 4 0 , 0 0 0 円」を「1 6 0 , 0 0 0  
円」に改める。

第 1 6 条の 1 1 中「1 2 0 , 0 0 0 円」を「1 4 0 , 0 0 0 円」  
に改める。

第 2 0 条第 1 項第 2 号中「（当該世帯主を除く。）」を削り、同  
項第 3 号中「3 5 0 , 0 0 0 円」を「4 5 0 , 0 0 0 円」に改め、  
同条第 3 項中「1 4 0 , 0 0 0 円」を「1 6 0 , 0 0 0 円」に改め、  
同条第 4 項中「1 2 0 , 0 0 0 円」を「1 4 0 , 0 0 0 円」に改め  
る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の亀岡市国民健康保険条例の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

## 亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額を160,000円（現行140,000円）に、介護納付金賦課限度額を140,000円（現行120,000円）に改めること。
- 2 保険料を減額する基準のうち、5割軽減基準の245,000円を乗ずる被保険者数の範囲に世帯主を含め、2割軽減基準の被保険者数に乘ずる金額を450,000円（現行350,000円）に改めること。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 4 この条例は、平成26年4月1日から施行すること。